香川県条例第14号

かがわ総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

(かがわ総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 かがわ総合リハビリテーションセンター条例(昭和60年香川県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(業務)

第2条 略

 $(1)\sim(3)$ 略

- (4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療 型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活におけ る基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並び に治療を行うこと。
- (5) 児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターとして、障害児 を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要と する児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支 援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援 助を行うこと。

(6) 略

(利用料金の収受)

第5条 略

(利用料金の額)

第6条 略

別表(第5条、第6条関係)

(業務)

第2条 リハビリテーションセンターは、次に掲げる業務を行う。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療 型障害児入所施設として、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、 独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。

改正前

(5) 児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センターと して、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的 動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応の ための訓練及び治療を提供すること。

(6) 略

(利用料金の収受)

第5条 知事は、指定管理者に別表の左欄に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させるこ とができる。

(利用料金の額)

第6条 利用料金の額は、別表に定める額とする。ただし、身体障害者福祉 センターの利用料金の額は、別表に定める額を超えない範囲で、指定管理 者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。

別表(第5条、第6条関係)

施設	単 位	金	額
障害者支援施設	障害者の日常生活及び	社会生活を終	総合的に支
	援するための法律第29	条第3項第	1 号の <u>主務</u>
	大臣が定める基準によ	り算定した	費用の額
サービス事業所(療			
養介護)			
略数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据数据	陸字老の日常生活及が	九人 小江ナダ	ル Λ 661 z −1:
施設支援又は短期	障害者の日常生活及び		
入所の場合	援するための法律第29		
	<u>大臣</u> が定める基準によ	り昇足した犯	實用の額
略	I		
医療型障害児入所施			
設			
略	!		
入所支援の場合	児童福祉法第24条の2	第2項第1号	号の内閣総
	理大臣が定める基準に		
短期入所の場合	障害者の日常生活及び		- • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
, —, , , , , , , , , , , , , , , , , ,	援するための法律第29		
	大臣が定める基準によ		· ———
	<u> </u>	I THAL UICI	スパックリス
児童発達支援センタ	児童福祉法第21条の5	の3第2項第	第1号の内
	閣総理大臣が定める基	準により算え	<u>―</u> 定した費用
_	<u> の額</u>	217	> 1/19
略	1,		
略			

施 設	単 位	金 額
障害者支援施設	障害者の日常生活及び	社会生活を総合的に支
	援するための法律第29	条第3項第1号の <u>厚生</u>
	労働大臣が定める基準	により算定した費用の
	額	
サービス事業所(療		
養介護)		
略		
施設支援又は短期	障害者の日常生活及び	社会生活を総合的に支
入所の場合	援するための法律第29	条第3項第1号の厚生
	労働大臣が定める基準	により算定した費用の
	額	
略		
医療型障害児入所施		
設		
略		
入所支援の場合	児童福祉法第24条の2	第2項第1号の厚生労
	働大臣が定める基準に	より算定した費用の額
短期入所の場合	障害者の日常生活及び	社会生活を総合的に支
	援するための法律第29	条第3項第1号の厚生
	労働大臣が定める基準	により算定した費用の
	額	7,7,1
医療型児童発達支援	児童福祉法第21条の5	の3第2項第1号の厚
センター	生労働大臣が定める基	
	<u>一</u> の額	
略		
略		
PH		

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第2条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(種別及び金額)	(種別及び金額)

第2条 略

(指定試験機関等への納付等)

第4条 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	区分	単位	金額		
1 略	1 略				
2 公の施設の)使用料				
(1)~(21) 略	ζ 1				
(22) 香川県	福祉型障害児入所施設	児童福祉法(昭	四和22年法律		
立川部みど		第164号) 第2	4条の2第2		
り園		項第1号 <u>の内閣</u>	総理大臣が		
		定める基準又に	は障害者の日		
		常生活及び社会	会生活を総合		
		的に支援するた	こめの法律(
		平成17年法律第			
		29条第3項第1			
		<u>臣</u> が定める基準	些により算定		
		した費用の額			
	障害者支援施設	障害者の日常生			
		生活を総合的に	- 1		
		めの法律第29条			
		号の <u>主務大臣</u> か			
		により算定した	-費用の額		
(23) 香川県	障害者の日常生活及び社				
障害者支援	ための法律第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める		<u>臣</u> が定める		

第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略

(指定試験機関等への納付等)

第4条 別表第2の左欄に掲げる試験等の実施に関する事務を知事が行わせることとした者(以下「指定試験機関等」という。)が行う試験等を受けようとする者等は、同表の右欄に定める手数料を指定試験機関等に納めなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

第1表 使用料の部

種別	種別 区分		金額
1 略			
2 公の施設の	使用料		
(1)~(21) 略			
(22) 香川県 立川部みど り園	福祉型障害児入所施設	児童福祉法(昭 第164号)第2 項第1号又は配 生活及びするため に支援主律第1 条第3年第第1号 大臣に表 定した費用の名	4条の2第2 章害者の日常 三活を総合的 かの法律(平 23号)第29 号の <u>厚生労働</u> 基準により算
	障害者支援施設	障害者の日常生生活を総合的に めの法律第29名 号の <u>厚生労働力</u> 基準により算定額	ご支援するた第3項第1○ 下下○ 下○ 下○ 下○ 下○ 下○ 下<
(23) 香川県	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する		
障害者支援	ための法律第29条第3項第1号の <u>厚生労働大臣</u> が定		

施設たまも 園	基準により算定した費用	の額	施設たまも 園	める基準により算定した	上費用の額
図 かがわ	 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会	図 (24) かがわ	 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会
総合リハビ		生活を総合的に支援するた	総合リハビ		生活を総合的に支援するた
リテーショ		めの法律第29条第3項第1	リテーショ		めの法律第29条第3項第1
ンセンター		号の主務大臣が定める基準	ンセンター		号の厚生労働大臣が定める
		により算定した費用の額			基準により算定した費用の
		により発足した負別が破り			数年により発定した資用や
	サービス事業所(療養			サービス事業所(療養	
	介護)			介護)	
	略	1		略	1
	施設支援又は短期入	障害者の日常生活及び社会		施設支援又は短期入	障害者の日常生活及び社会
	所の場合	生活を総合的に支援するた		所の場合	生活を総合的に支援するた
	,, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	めの法律第29条第3項第1		,,, , ,,,,,	めの法律第29条第3項第1
		号の主務大臣が定める基準			号の厚生労働大臣が定める
		により算定した費用の額			基準により算定した費用の
		でのクチルのに質用や散			額
	略	'		略	1
	医療型障害児入所施設			医療型障害児入所施設	
	略	'		略	'
	入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2		入所支援の場合	児童福祉法第24条の2第2
		項第1号の内閣総理大臣が			項第1号の厚生労働大臣が
		定める基準により算定した			定める基準により算定した
		費用の額			費用の額
	短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会		短期入所の場合	障害者の日常生活及び社会
		生活を総合的に支援するた			生活を総合的に支援するた
		めの法律第29条第3項第1			めの法律第29条第3項第1
		号の主務大臣が定める基準			号の厚生労働大臣が定める
		により算定した費用の額			基準により算定した費用の
					額
	児童発達支援センター	児童福祉法第21条の5の3		 医療型児童発達支援セ	児童福祉法第21条の5の3
	<u> </u>	第2項第1号の内閣総理大		ンター	第2項第1号の厚生労働大
		臣が定める基準により算定		<u> </u>	臣が定める基準により算定
		した費用の額			した費用の額
	 略			略	

ふじみ園

(25) 香川県 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第29条第3項第1号の主務大臣が定める 基準により算定した費用の額

(26) \sim (35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~366 略			
367 かがわ 総合リハビ リテーショ ンセンター	サービス事業所(療養 介護)、医療型障害児 入所施設、 <u>児童発達支</u> 援センター及び病院	略	
手数料 368~598 略	<u> </u>		

備考

略

別表第2(第4条関係)

試験等	手数料
1~10 略	
11 児童福祉法施行令(昭和23年政令第 74号)第21条の規定に基づく <u>内閣府令</u> の規定による保育士試験の全部の免除 の申請に対する審査	略
12~15 略	

ふじみ園

(25) 香川県 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律第29条第3項第1号の厚生労働大臣が定 める基準により算定した費用の額

(26) \sim (35) 略

第2表 手数料の部

種別	区分	単位	金額
1~366 略			
367 かがわ	サービス事業所(療養	略	
総合リハビ	介護)、医療型障害児		
リテーショ	入所施設、 <u>医療型児童</u>		
ンセンター	<u>発達支援センター</u> 及び		
手数料	病院		
368~598 略			

備考

略

別表第2 (第4条関係)

試験等	手数料
1~10 略	
11 児童福祉法施行令(昭和23年政令第 74号)第21条の規定に基づく <u>厚生労働</u> <u>省令</u> の規定による保育士試験の全部の 免除の申請に対する審査	略
12~15 略	

(香川県障害者支援施設たまも園条例の一部改正)

第3条 香川県障害者支援施設たまも園条例(昭和39年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(利用料金の額)

第7条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の主務大臣が 定める基準により算定した費用の額とする。

改正後

改正前

(利用料金の額)

第7条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の厚生労働大 臣が定める基準により算定した費用の額とする。

(香川県ふじみ園条例の一部改正)

第4条 香川県ふじみ園条例(昭和41年香川県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額とする。	(利用料金の額) 第8条 利用料金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第3項第1号の <u>厚生労働大</u> 上が定める基準により算定した費用の額とする。

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

次の表の以正前の欄に拘りる規定を回表の以正後の欄に拘りる規定に下線 改正後	改正前
(業務の質の評価等)	(業務の質の評価等)
第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉	第8条 社会福祉施設等(別表第1の1の項に掲げる施設のうち、児童福祉
法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児	法第7条第1項の乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、児
童心理治療施設、児童自立支援施設及び里親支援センター(次項において	童心理治療施設及び児童自立支援施設(次項において「乳児院等」という。)
「乳児院等」という。)並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項か	並びに同表の2の項、3の項、7の項、9の項から13の項まで及び16の項
ら13の項まで及び16の項から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)	から19の項までに掲げる社会福祉施設等を除く。)の設置者等は、自ら当
の設置者等は、自ら当該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常	該社会福祉施設等に係る業務の質の評価を行い、常にその改善を図るよう
にその改善を図るよう努めなければならない。	努めなければならない。
2 略	2 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。